

全断連事第01-123号

令和2年3月23日

断酒会・断酒連合会 各位

全断連役員 各位

公益社団法人 全日本断酒連盟

理事長 伊藤 聡

(事務局：松本・宮田)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う断酒会行事の自粛について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、内閣官房より国民へのメッセージとして「イベント開催に関するお願い」が発出されています。

<令和2年2月26日>

この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の人が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する。

<令和2年3月10日>

引き続き、国内の感染拡大を回避するために、イベントの開催の必要性について検討し、全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したが、今後概ね10日間程度はこれまでの取組みを継続する。

上記要請に対応し、クラスター感染防止のためイベント等不特定多数の人が集合する機会に対し、地方公共団体等からの要請等で中止の判断せざるを得ないケースが出てきています。

全断連はこの事態に対応するため、行事開催に当たり、以下の方針を全国加盟断酒会に発信します。

〔1〕全国大会、ブロック大会、ブロック研修会、断酒学校、全断連セミナー

これらの全断連主催行事は国の自粛要請しているイベントに該当する可能性が高い。

<開催可否の判断基準>

- 1) 地域の新型コロナウイルスの感染状況
- 2) 地方公共団体、施設等からの中止或いは延期の要請
- 3) 主管者の諸状況を勘案した上での判断
(主管者は当該ブロック内各県連との意思統一を図ること。)

＜開催中止或いは延期の連絡＞

- 1) 開催中止或いは延期の場合は、速やかに全断連本部に連絡する。
- 2) 全断連本部は理事長の承認のもと、中止或いは延期を認可する。
- 3) 全断連本部は県連を通じ、全国地域加盟断酒会に中止或いは延期を連絡する。

＜費用精算＞

- 1) 費用の精算

行事中止により発生した会場費、舞台製作費、広告宣伝費等のキャンセル料等は以下の方法で処理する。

- 2) ブロック大会、ブロック研修会はブロック強化費で処理し、不足が発生した場合は収支報告書に領収書を添付し、不足額を全断連に請求する。

全断連補助額は 20万円 を上限とする。

〔2〕各県連・地域断酒会行事（記念大会、公開セミナー、一泊研修会等）

＜開催可否の判断基準＞

- 1) 地域の新型コロナウイルスの感染状況
- 2) 地方公共団体、施設等からの中止或いは延期の要請
- 3) 主催者の諸状況を勘案した上での自主的判断

＜開催中止或いは延期の連絡＞

- 1) 開催中止或いは延期の場合は全断連本部に変更連絡する。
- 2) 全断連本部は県連を通じ、全国地域加盟断酒会に中止或いは延期を連絡する。

＜費用精算＞

- 1) キャンセル料等は主催者の全額負担とする。

〔3〕地域断酒会例会、地域院内例会、メッセージ運び、地域家族会等

＜開催可否の判断基準＞

- 1) 地域の新型コロナウイルスの感染状況
- 2) 地方公共団体、医療機関、公共施設等からの中止或いは延期の要請
- 3) 主催者の諸状況を勘案した上での自主的判断

＜開催中止或いは延期の連絡＞

- 1) 開催中止或いは延期の場合は、主催者の責任のもと関係者に連絡する。

＜費用精算＞

- 1) キャンセル料等は主催者の全額負担とする。

以上